

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和8年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
直 方 支 局	宮若市山口
同	上 宮若市龍徳
柳 川 支 局	大牟田市新勝立町二丁目
同	上 大牟田市新勝立町五丁目
同	上 大牟田市下池町
北 九 州 支 局	北九州市小倉南区長野本町一丁目
同	上 北九州市小倉南区長野本町四丁目
西 新 出 張 所	福岡市早良区梅林七丁目
同	上 福岡市西区能古
八 幡 出 張 所	北九州市若松区大字乙丸
同	上 遠賀郡芦屋町花美坂